

飛行マニュアル(FPV 飛行)

(1)無人航空機の点検・整備の方法

○日常的整備

・点検・整備

1. ねじ類の緩みの点検
2. 基盤などからの異臭がないか
3. 脱落した部品等の確認
4. FPV(目視外飛行用装置)の送受信の確認
5. 操縦装置及び FPV 用アンテナの破損等のチェック

・点検・整備の時期

飛行前・飛行後に行う

※異常がある場合即時フライトの中止及び修正を行う

○点検・整備の記録の作成方法

別添 点検整備シート

(2)無人航空機を飛行させる者の訓練

○知識及び能力を習得するための基本訓練

- ・航空法令の無人航空機に関する知識(飛行の禁止空域、飛行の方法、申請方法など)
- ・操縦装置及び制御装置等の操作方法
- ・目視飛行での基本的操作の確認(ホバリング、回転、直線、オーバル、8の字等の飛行)

行)

○目視外飛行(FPV)による追加訓練の方法

・知識を習得するための訓練

1. FPV の仕様、ゴーグルなどの扱い方に関する知識
2. FPV 飛行にかかる最新情報及び不具合情報など

・実技訓練の実施条件

1. 無人航空機の基本訓練を終了した者であること
2. 飛行経路全体を見渡せる位置に補助者を配置し飛行状況等について無人航空機を飛行させる者に助言を行う体制が確保できること
3. ひとけのない場所であって第三者の立入りがないう措置去れば場所であること

・能力を習得するための訓練

FPV による自己設営コース(パイロン・旗・ゲートなどを使ったもの)の飛行訓練及び映像による見え方の確認

(3)無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制

○飛行前の安全確認の方法

・気象状況の確認

天気予報による状況予測(風速、雨及び雪などの現象)

実際の気象状況により飛行の可否を判断する

※風速については、地上から 2m 程度で安定してホバリングできない場合(約 10m/秒)は中止とする。

※降雨・雪が確認される場合は中止とする。

- ・機体の状態の確認項目及び手順
- ※日常点検・整備により確保(上記)

○無人航空機を飛行させる際の安全管理体制

- ・安全飛行管理者は林 茂利(申請者本人)とする。
- ・FPV(目視外モニターなどによる)飛行を行う経路全体を見渡せる位置に、無人航空機の飛行状況及び周囲の気象状況の変化等を常に監視できる補助者を配置し、飛行空域の安全の確保を行い、第三者の立入りの可能性を確認した場合には、無人航空機を飛行させる者へ必要な助言(安全な距離又は着陸など措置など)を行う。

○無人航空機の飛行による人の死傷、第三者の物件の損傷、飛行時における機体の紛失又は航空機との衝突若しくは接近事案といった非常時の対応及び連絡体制

- ・最寄りの警察及び消防機関の連絡先

●●警察署 0●●-●●●-●●●●

●●市消防●●●分署 0●●-●●●-●●●●

●●病院 0●●-●●●-●●●●

- ・国土交通省航空局の連絡先

航空局安全部運航安全課 03-5253-8111(内線50157、50158)

※土日祝日の場合は、●●空港事務所(0●-●●●●-●●●●)へ連絡する。

(4)無人航空機を飛行させる際の遵守事項

- ・第三者に対する危害を防止するため、第三者の上空で無人航空機を飛行させない。
- ・飛行前に、上記(3)の気象状況及び機体の状況、並びに飛行経路について、安全に飛行できる状態であることを確認する。
- ・天候が急変するなど、無人航空機を安全に飛行させることができなくなるような不測の事態が発生した場合には即時に飛行を中止する。
- ・衝突や後方乱気流による影響等を避けるため、航空機には接近しない。
- ・酒精飲料等の影響により、無人航空機を正常に飛行させることができないおそれがある間は、飛行させない。
- ・飛行の危険を生じるおそれがある区域の上空での飛行は行わない。
- ・不必要な低空飛行、高調音を発する飛行、急降下など、他人に迷惑を及ぼすような飛行を行わない。
- ・物件のつり下げ又は曳航は行わない。
- ・無人航空機の飛行による人の死傷、第三者の物件の損傷、飛行時における機体の紛失又は航空機との衝突若しくは接近事案が発生した場合には、次に掲げる事項を速やかに、上記(3)の国土交通省航空局に報告する
 1. 無人航空機の飛行に係る許可の年月日及び番号
 2. 無人航空機を飛行させた者の氏名
 3. 事故等の発生した日時及び場所
 4. 無人航空機の名称
 5. 無人航空機の事故等の概要
 6. その他参考となる事項
- ・飛行の際には、無人航空機を飛行させる者は承認書の原本又は写しを携帯する。